

# 見 積 結 果

件 名 令和5年度 一般介護予防事業介護予防普及啓発事業  
「健幸いきいき広場火曜日コース：後期」委託業務

税抜 単位：(円)

| 番号 | 会社名        | 第1回 |          | 第2回 |    | 第3回 |    | 備考 |
|----|------------|-----|----------|-----|----|-----|----|----|
|    |            | 順位  | 金額       | 順位  | 金額 | 順位  | 金額 |    |
| 1  | 社会医療法人 将道会 |     | ¥526,000 |     |    |     |    | 決定 |
| 2  |            |     |          |     |    |     |    |    |
| 3  |            |     |          |     |    |     |    |    |
| 4  |            |     |          |     |    |     |    |    |
| 5  |            |     |          |     |    |     |    |    |
| 6  |            |     |          |     |    |     |    |    |
| 7  |            |     |          |     |    |     |    |    |
| 8  |            |     |          |     |    |     |    |    |
| 9  |            |     |          |     |    |     |    |    |

- 見積日時 令和5年9月29日 午後01時30分
- 見積徴取場所 旧食堂（議会棟1階）
- 予定価格 582,400 円（税抜き）

## 契 約 内 容

- 履行場所 岩沼市桜三丁目 地内
- 業務種別 業務委託
- 業務概要 「一般介護予防事業 介護予防普及啓発事業」の対象者に対し、高齢期の生活機能の維持改善を図る観点から、ストレッチ、有酸素運動、簡易な器具を用いた運動器の機能向上プログラムを集団的に実施する。また、フレイル予防の観点から、運動プログラムのみならず、栄養改善・口腔機能向上・認知症予防等に関するワンポイント指導等を実施する。
- 履行期間 令和5年10月1日 から  
令和6年3月29日 まで
- 契約金額 578,600 円（税込み）
- 契約先 社会医療法人 将道会
- 契約先住所 岩沼市 里の杜一丁目2番5号
- 指名理由 本事業は、運動プログラムの提供による介護予防を目的とした事業であり、単に高齢者の心身機能の維持・改善だけでなく、生きがいや自己実現のための取組を支援し、生活の質の向上を目指すものである。  
本事業の実施にあたっては、運動器の機能向上のノウハウを持ち、安全な運営を行うことに加えて、参加者の心身評価まで行うことから、これまでの当該コース参加者の活動状況等を熟知した上で、各種支援を効果的に行う必要がある。  
内申業者は、高齢者の運動器の機能向上やフレイル予防に関する知識、実践技術、事業評価のための分析力等を備えた専門職を配置できる事業者であり、また、参加者の半数以上を継続支援していることから、同者以外の者では、本事業を円滑かつ適切に履行できないおそれがある。  
以上のことから、根拠法令に基づき、1者の見積りによる随意契約としたい。
- 契約方法 随意契約

発注担当課：健康福祉部 介護福祉課

# 見 積 結 果

件 名 令和5年度 一般介護予防事業介護予防普及啓発事業  
「健幸いきいき広場水曜日コース：後期」委託業務

税抜 単位：(円)

| 番号 | 会社名     | 第1回 |          | 第2回 |    | 第3回 |    | 備考 |
|----|---------|-----|----------|-----|----|-----|----|----|
|    |         | 順位  | 金額       | 順位  | 金額 | 順位  | 金額 |    |
| 1  | 株式会社上の組 |     | ¥586,000 |     |    |     |    | 決定 |
| 2  |         |     |          |     |    |     |    |    |
| 3  |         |     |          |     |    |     |    |    |
| 4  |         |     |          |     |    |     |    |    |
| 5  |         |     |          |     |    |     |    |    |
| 6  |         |     |          |     |    |     |    |    |
| 7  |         |     |          |     |    |     |    |    |
| 8  |         |     |          |     |    |     |    |    |
| 9  |         |     |          |     |    |     |    |    |

- 見積日時 令和5年9月29日 午後01時40分
- 見積徴取場所 旧食堂（議会棟1階）
- 予定価格 614,800 円（税抜き）

## 契 約 内 容

- 履行場所 岩沼市桑原四丁目 地内
- 業務種別 業務委託
- 業務概要 「一般介護予防事業 介護予防普及啓発事業」の対象者に対し、高齢期の生活機能の維持改善を図る観点から、ストレッチ、有酸素運動、簡易な器具を用いた運動器の機能向上プログラムを集団的に実施する。また、フレイル予防の観点から、運動プログラムのみならず、栄養改善・口腔機能向上・認知症予防等に関するワンポイント指導等を実施する。
- 履行期間 令和5年10月1日 から  
令和6年3月29日 まで
- 契約金額 644,600 円（税込み）
- 契約先 株式会社上の組
- 契約先住所 岩沼市 藤浪一丁目5番32号
- 指名理由 本事業は、運動プログラムの提供による介護予防を目的とした事業であり、単に高齢者の心身機能の維持・改善だけでなく、生きがいや自己実現のための取組を支援し、生活の質の向上を目指すものである。  
本事業の実施にあたっては、運動器の機能向上のノウハウを持ち、安全な運営を行うことに加えて、参加者の心身評価まで行うことから、これまでの当該コース参加者の活動状況等を熟知した上で、各種支援を効果的に行う必要がある。  
内申業者は、高齢者の運動器の機能向上やフレイル予防に関する知識、実践技術、事業評価のための分析力等を備えた専門職を配置できる事業者であり、また、参加者の半数以上を継続支援していることから、同者以外の者では、本事業を円滑かつ適切に履行できないおそれがある。  
以上のことから、根拠法令に基づき、1者の見積りによる随意契約としたい。
- 契約方法 随意契約

発注担当課：健康福祉部 介護福祉課

# 見 積 結 果

件 名 令和5年度 一般介護予防事業介護予防普及啓発事業  
「健幸いきいき広場木曜日コース：後期」委託業務

税抜 単位：(円)

| 番号 | 会社名    | 第1回 |          | 第2回 |    | 第3回 |    | 備考 |
|----|--------|-----|----------|-----|----|-----|----|----|
|    |        | 順位  | 金額       | 順位  | 金額 | 順位  | 金額 |    |
| 1  | 健生株式会社 |     | ¥544,000 |     |    |     |    | 決定 |
| 2  |        |     |          |     |    |     |    |    |
| 3  |        |     |          |     |    |     |    |    |
| 4  |        |     |          |     |    |     |    |    |
| 5  |        |     |          |     |    |     |    |    |
| 6  |        |     |          |     |    |     |    |    |
| 7  |        |     |          |     |    |     |    |    |
| 8  |        |     |          |     |    |     |    |    |
| 9  |        |     |          |     |    |     |    |    |

- 見積日時 令和5年9月29日 午後01時50分
- 見積徴取場所 旧食堂（議会棟1階）
- 予定価格 582,400 円（税抜き）

## 契 約 内 容

- 履行場所 岩沼市北長谷 地内
- 業務種別 業務委託
- 業務概要 「一般介護予防事業 介護予防普及啓発事業」の対象者に対し、高齢期の生活機能の維持改善を図る観点から、ストレッチ、有酸素運動、簡易な器具を用いた運動器の機能向上プログラムを集団的に実施する。また、フレイル予防の観点から、運動プログラムのみならず、栄養改善・口腔機能向上・認知症予防等に関するワンポイント指導等を実施する。
- 履行期間 令和5年10月1日 から  
令和6年3月29日 まで
- 契約金額 598,400 円（税込み）
- 契約先 健生株式会社
- 契約先住所 宮城県 仙台市泉区 本田町8-12
- 指名理由 本事業は、運動プログラムの提供による介護予防を目的とした事業であり、単に高齢者の心身機能の維持・改善だけでなく、生きがいや自己実現のための取組を支援し、生活の質の向上を目指すものである。  
本事業の実施にあたっては、運動器の機能向上のノウハウを持ち、安全な運営を行うことに加えて、参加者の心身評価まで行うことから、これまでの当該コース参加者の活動状況等を熟知した上で、各種支援を効果的に行う必要がある。  
内申業者は、高齢者の運動器の機能向上やフレイル予防に関する知識、実践技術、事業評価のための分析力等を備えた専門職を配置できる事業者であり、また、参加者の半数以上を継続支援していることから、同者以外の者では、本事業を円滑かつ適切に履行できないおそれがある。  
以上のことから、根拠法令に基づき、1者の見積りによる随意契約としたい。
- 契約方法 随意契約

発注担当課：健康福祉部 介護福祉課

# 見 積 結 果

件 名 令和5年度 一般介護予防事業介護予防普及啓発事業  
「健幸いきいき広場金曜日コース：後期」委託業務

税抜 単位：(円)

| 番号 | 会社名    | 第1回 |          | 第2回 |    | 第3回 |    | 備考 |
|----|--------|-----|----------|-----|----|-----|----|----|
|    |        | 順位  | 金額       | 順位  | 金額 | 順位  | 金額 |    |
| 1  | 健生株式会社 |     | ¥544,000 |     |    |     |    | 決定 |
| 2  |        |     |          |     |    |     |    |    |
| 3  |        |     |          |     |    |     |    |    |
| 4  |        |     |          |     |    |     |    |    |
| 5  |        |     |          |     |    |     |    |    |
| 6  |        |     |          |     |    |     |    |    |
| 7  |        |     |          |     |    |     |    |    |
| 8  |        |     |          |     |    |     |    |    |
| 9  |        |     |          |     |    |     |    |    |

- 見積日時 令和5年9月29日 午後02時00分
- 見積徴取場所 旧食堂（議会棟1階）
- 予定価格 582,400 円（税抜き）

## 契 約 内 容

- 履行場所 岩沼市恵み野二丁目 外 地内
- 業務種別 業務委託
- 業務概要 「一般介護予防事業 介護予防普及啓発事業」の対象者に対し、高齢期の生活機能の維持改善を図る観点から、ストレッチ、有酸素運動、簡易な器具を用いた運動器の機能向上プログラムを集団的に実施する。また、フレイル予防の観点から、運動プログラムのみならず、栄養改善・口腔機能向上・認知症予防等に関するワンポイント指導等を実施する。
- 履行期間 令和5年10月1日 から  
令和6年3月29日 まで
- 契約金額 598,400 円（税込み）
- 契約先 健生株式会社
- 契約先住所 宮城県 仙台市泉区 本田町8-12
- 指名理由 本事業は、運動プログラムの提供による介護予防を目的とした事業であり、単に高齢者の心身機能の維持・改善だけでなく、生きがいや自己実現のための取組を支援し、生活の質の向上を目指すものである。  
本事業の実施にあたっては、運動器の機能向上のノウハウを持ち、安全な運営を行うことに加えて、参加者の心身評価まで行うことから、これまでの当該コース参加者の活動状況等を熟知した上で、各種支援を効果的に行う必要がある。  
内申業者は、高齢者の運動器の機能向上やフレイル予防に関する知識、実践技術、事業評価のための分析力等を備えた専門職を配置できる事業者であり、また、参加者の半数以上を継続支援していることから、同者以外の者では、本事業を円滑かつ適切に履行できないおそれがある。  
以上のことから、根拠法令に基づき、1者の見積りによる随意契約としたい。
- 契約方法 随意契約

発注担当課：健康福祉部 介護福祉課